

## 法令適用事前確認手続（回答書）

職需発 0213 第 2 号  
令和 8 年 2 月 13 日

BRANU 株式会社  
代表取締役 名富達也 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

令和 8 年 1 月 16 日付けをもって照会のあった件につきまして、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令（平成 14 年厚生労働省訓第 29 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会の対象となった法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

### 記

#### 1 回答

照会のあった行為については、照会の対象となった法令の条項の適用の対象とならない。

#### 2 照会のあった行為が照会の対象となった法令の条項の適用の対象とならないことに関する見解及びその論拠

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項の規定は、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることを有料で業として行おうとする場合に、当該業を行おうとする者が厚生労働大臣の許可を受ける必要があることを定めるものである。

本照会において、貴社が行っている事業は、建設業界向けの求人情報提供サービスを行い、求人企業に対して求人広告の掲載機能を提供する行為とのことである。

提供する求人者の情報について、貴社の判断により選別した提供相手にのみ提供をしたり貴社の判断により選別した情報のみ提供を行ったりすることはせず、貴社の判断により求職者に応じて求人情報を加工して提供すること、貴社の判断により求職者と求人者との間の意思疎通に加工を行うこと等求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんするものではないとのことであり、これが事実である限りにおいては、職

業安定法に規定する有料職業紹介事業には該当しない。

したがって、貴社が提示した事実の行為を行う限りにおいては、職業安定法第30条第1項の適用の対象とはならない。

以上